

日教組香川 2015. 6



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0011 高松市浜ノ町60-77
香川県自治労会館3階
TEL 087-826-5925 FAX 087-823-1044
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp
発行人 嶋村太伸
毎月10日発行

気づきましたか？新しいロゴ

2015.6.3 県教委交渉

知っていますか？

業務改善アクション
プランです



二面 県教委交渉
三面 「教育と教科書問題」講演会
よりよい教科書を子どもたちに
四面 お知らせ
カナリア通信

6. 3県教委交渉報告

勤務時間が守られる働きやすい職場をつくろう

県教育長「多忙化解消に向け具体的な事例の情報交換をしたい」

日教組香川は、6月3日（水）、県教育委員会と「勤務条件改善等に関する」交渉を行いました。日教組香川からは、嶋村委員長と岡本高松地区教組委員長、松下特別執行委員の3人が参加、県教委からは、西原教育長、矢木澤義務教育課長らが対応しました。

以下、県教委との交渉の概要を報告します。概略です。

1 人事評価制度

地公法改正を受けた人事評価制度の制度設計の検討や実施にあたっては、職員団体との十分な交渉・協議を行うことと、評価者の恣意性やばらつきをなくすとともに、評価の本人への開示や苦情処理制度を設けるよう求めました。

（県教委）勤務実績の処遇への反映についてはこれまでも交渉に応じてきた。勤務評定の公正・公平性、客観性を高めるために、校長、副校長、教頭を対象に研修を実施している。また、評価結果の直接開示はしないが、人材育成や能力の開発に生かすために助言することになっている。

2 多忙化解消

昨年度日教組香川は、県人事委員会と、教職員の多忙化解消を重点的に交渉してきました。その結果、昨年度の県人事委員会報告では、「事務の根本的な見直しや、可能な限り徹底した簡素化に取り組むなど、実質的な拘束時間の短縮に向けて、具体的なマネジメントの方法等にまで踏み込んだ方策を検討する必要があります」という文言を盛り込むことができました。そこで、県教委に具体的な解消策の策定を求めました。

（県教委）「教員業務改善アクションプラン」に基づき業務の効率化等

に取り組んでいる。

（組合）超勤実態を把握し、数値的に削減目標をつくるべきではないか？

（県教委）まずは「教員業務改善アクションプラン」を実行していきたい。ICTの活用として成績処理や指導要録作成を支援するソフトを市町に提供している。

3 勤務時間

「勤務の管理については、市町教育委員会や小中校長会等で指導している」と回答した県教委に対して以下の確認をしました。

（組合）校長は「勤務時間条例」に基づいて職員の勤務時間を割り振ることが大切ですね。

（県教委）大切です。

（組合）「給特条例」の遵守が大切です。

（県教委）大切です。

（組合）「給特条例」に基づいて時間外勤務を命じた場合は、その後を配慮することが大切ですね。

（県教委）配慮するのはよいことです。

4 教育の「大綱」策定

総合教育会議の進捗状況を尋ねました。

（県教委）4月に第1回目が開かれた。今年度、後2回開き、大綱を策定する。事務局は知事部局の政策課が担当する。進捗状況はホームページ等で公開するのではないかと。

最後に西原教育長から

「現場の先生方が、かなりの時間勤務している状況で、具体的にどうすればいいか検討している。ただ、この問題は香川県だけでなく、全国的な課題であると思っている。部活動の問題など、解決の糸口がなかなか見つからない。教員の事務的業務の問題は、市町の首長がどう考えているかにもよる。まずは、多忙化解消に向け具体的な事例の情報交換をしたい」と発言がありました。

日教組香川は、教職員の多忙化解消に向けて、学校事務の見直しを行うとともに学校事務職員を増員し、教員が本来すべき仕事だけに専念できる環境をつくるべきだと考えています。今度も交渉を強化していきます。

まめ知識 「給特条例」って何？

原則として時間外勤務は命じられないよ！限定四項目で臨時的又は緊急のやむを得ない時だけよ！

公立学校の教員には、労働基準法の第37条が適用されていません。その代わりに、教職の専門的・自律的な職務と勤務の特殊性に応じ教職調整額（本俸の4%に相当する調整額、本給やボーナスへのはね返し分を含めると当時は実質6%相当が支給される）しくみとなっています。

教職調整額の支給に伴い、公立学校教員には時間外勤務手当を支給しなくても時間外勤務を命じることが出来ることになっています。ただ、そのことによって、教員に対する無定量的時間外勤務を課して教員の正規の業務を損なったり生活・健康を害することのないよう時間外勤務を命じることのできる業務を法律によって厳しく限定しています。

具体的には、「給特条例」（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例）の第6条1項で「教育職員については、正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとする」と規定し、また、同条2項で「教育職員に対して時間外勤務を命じる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時的又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。」としています。限定四項目と言われているものは、

- ①校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - ②学校行事その他学校の行事に関する業務
 - ③職員会議に関する業務
 - ④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務
- です。

民主教育をすすめる香川県民会議 主催

「教育と教科書問題」講演会

6月6日午後、香川県社会福祉総合センターにおいて、福岡県教職員組合本村隆幸書記長による「安倍政権の教育と教科書問題を斬る」と題した講演会が、会場いっぱいの参加者の前で開催されました。

冒頭、昨年惜しまれながら亡くなられた俳優の菅原文太さんが「戦争をさせない1000人委員会」に参加されたとき、「政治の仕事は、『国民を飢えさせない』『戦争をしない』ことだ。」と語られ、感動したことを紹介されました。

続いて、安倍政権のでたらめさを強く語られました。アベノミクスの正体は新自由主義的構造改革の徹底であり、お金を刷りばらまき、公的年金基金を株に投資。明らかなバブルであり、株・国債大暴落が懸念される。アメリカの言いなりのTPP参加、原発輸出、消費税増税、法人税減税、非正規雇用の増加等々、格差社会



【本村隆幸 福岡県教職員組合書記長】

の一層の拡大である。

また、解釈改憲による集団的自衛権を実現するために、着々と前のめりに軍事大国化を進めている。道徳の教科化、歴史修正主義の教科書採択、そのための教育委員会制度改革、全国学力・学習状況調査等々の問題点を鋭い分析で指摘されました。

最後に、暮らしが苦しいから「憲法を変えろ」ではなく、憲法がないがしろにされているから暮らしが苦しいことを明らかにしていく。新自由主義改革・軍事大国化そのための教育「改革」のおかしさを明らかにして、格差を是正させ、平和を守りぬく。そのために、広範な人々に理解を求め、運動を創り出していく。教職員として日々子どもたちに寄り添いながら、平和・人権・民主主義の大切さを、クラス・地域の仲間と助け合い、支えあう共生の視点から生き抜く力として積みあげていく。“委縮せずにあがろう！”ことを訴えられました。



あなたにもできる!

よりよい教科書を子どもたちに

★ キャンペーン ★

1

教育委員会が開催する教科書展示会場へ行ってアンケート用紙に意見を書きましょう。展示会場に用紙が置いてなければ、教育委員会へ電話・手紙・FAXで意見を寄せましょう。



2

法律で決められた展示会は**6月19日から2週間**です。詳しい時期は地元の教育委員会へお問い合わせください。

3

各地の展示会場の詳しい情報は、文科省ホームページを



都道府県が設置する教科書センター一覧

検索

【お知らせ】

日教組香川第31回定期大会

日時 6月20日(土)午後2時から5時
会場 高松テルサ

※懇親会を予定しています。楽しく語り合きましょう！

講師は、あの
上田浩史先生

今年もやります！ 採用試験勉強会（第1回）

日時 6月20日(土) 午前10時から12時
会場 高松テルサ
講師 上田 浩史 氏(「浩の教室」主宰、大阪在住)

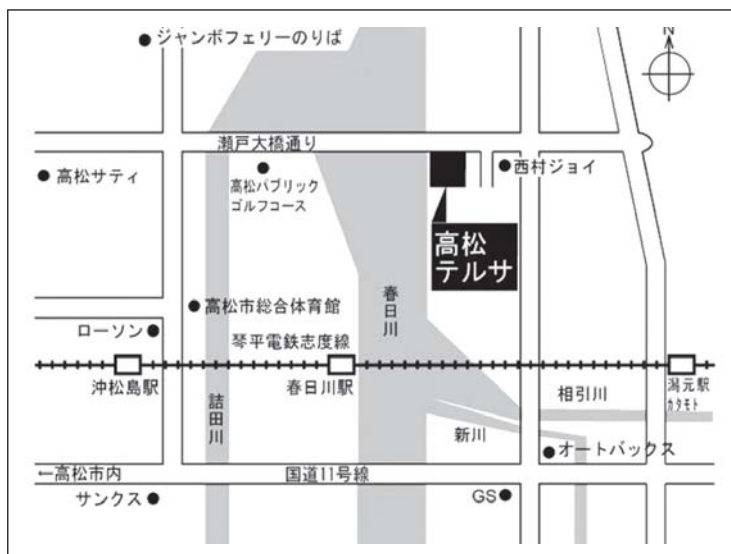
※第2回は7月12日(日)に予定しています。

県教研レポート募集中！

8月8日に日教組香川教育研究集会を予定しています。組合員の皆さんのレポートを募集します。教科、教科外、その他教育に関する様々な実践レポートを待っています。

また、8月22日には高知で四国教育研究集会が行われます。さらに、来年1月か2月には、全国各地から多くの仲間がレポートを持ち寄り、日教組全国研究集会（場所未定）が行われます。

元気に楽しく教育実践を語り合しましょう!!



カナリア通信

「お試し」のついでに

▼給食指導で、「お試し」をよくします。
▼家庭であまり食べていないデザートでは、絶大な効果を出しています。例えば、今の季節だと「びわ」。食べたことがないから皮をむくのか、むくならどうやってむくのかを知らない。分らないから、減らそうとする子ども達に、目の前で皮をむいて見せて「お試し」で一口食べさせると、ピワの美味しさを知ってほとんどの子が、「減らすのを止めます。」と言って持ち帰りました。▼柑橘系の果物も意外と食べられていません。甘皮を食べてもよい物と、苦いから食べない方がよい物の区別がついていません。正しい食べ方で「お試し」をする、間違った食べ方をして苦手に思っていた子どもも、柑橘系の果物の美味しさに気付けて食べようとしています。▼家庭で食べていない献立が出たとき、「残してはダメ。」だから取りあえず減らしておこうという子どもが結構います。減らした子ども、食べてみて大丈夫だったら増やしOKにしたなら、「いける。」と言って増やしに来る子が何人かいます。▼全部食べ終わってからのかわりではなく、すぐに量の訂正ができる「お試し」は好評です。後、苦手を減らしても食べられる物のおかわりOKは、給食を楽しいものにしてくれます。好き嫌いは人それぞれ。自分の得意な物をしっかり食べてみんなで完食をめざすのなら、結構がんばれるのです。▼苦手克服の第一歩として、「お試し」を試してみませんか。